

「平成28年度第3回 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会」議事録

○日 時 平成28年11月24日（木）10時00分から

○場 所 豊橋市役所121会議室

○出席者 別紙「出席者名簿」参照

○傍聴人 3名

○事務局 7名

〔会議資料〕

◆次第

◆出席者名簿

【資料1】平成28年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持事業に基づく事業）について

【資料2】「地域生活」バス・タクシー運行事業（東部地区）の本格運行の継続について

【資料2-1】東山バス運営協議会の取組について

【資料3】「地域生活」バス・タクシー運行事業（北部地区（石巻西川・賀茂地区、下条地区））の本格運行の継続について

【資料3-1】石巻・下条地域交通推進委員会の取組について

【資料4】「地域生活」バス・タクシー運行事業（南部地区（細谷・小沢地区、高豊地区））の本格運行の継続について

【資料4-1】表浜地域公共交通推進委員会の取組について

【資料5】「地域生活」バス・タクシー運行事業（前芝地区）本格運行の継続について

【資料5-1】しおかぜバス運営協議会の取組について

【資料6】「地域生活」バス・タクシー運行事業（南部地区（細谷・小沢地区、高豊地区））の事業計画の変更（案）について

【資料7】豊橋市地域公共交通条例（仮称）について

【資料8】「夏休み小学生50円バス」の実施結果について

【参考資料1】「地域生活」バス・タクシー運行事業の利用状況等について

【参考資料2】「地域生活」バス・タクシー運行事業（南部地区（細谷・小沢地区、高豊地区））の変更後の運行内容

議 事

1. 開会

- ・本日の議事録署名者として委員2名が会長より指名された。
- ・今回の議事の内容あるいは進行の過程の中で、非公開事項に関するところがあるかどうかの確認がされた。（非公開事項に関する事項はなし）

2. 協議事項

（１）平成２８年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持事業に基づく事業）について

- ・事務局より、平成２８年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持事業に基づく事業）について、【資料 １】に基づき説明が行われた。

（質疑等）

（委員）

- ・この事業評価に関しては、国の補助を活用した事業のため、必ず年に１回事業評価を行い、国土交通省に提出しなければならないことになっている。

南部地区について、１便あたりの利用者数は目標が１，６０人に対し、実績は１，５２人で目標達成には至らなかったが、年間の利用者数は目標１，２７０人に対し、実績は１，７４７人と目標を達成されている。これは増便や運行計画の変更をしたのではないかと推測されるが、そういったことも事業評価に追記しておく必要がある。

川北地区については、利用者数の目標に対して実績は半分以下となっている。これに関しては、利用者数のみで目標判定・評価をしているが、川北地区を運行している目的があると思う。そういったことも踏まえて目標値の指標を変更することを今後の改善点として挙げていくことや、地域の方と協働で利用者が少ない原因を検証しながら更なる改善を目指すなどの表現を追記してほしい。

中部運輸局では本省への報告とは別に、全体評価をしていただくための独自の評価報告をお願いしている。これについて、事務局から説明をお願いしたい。

（事務局）

- ・南部地区については、利用者数の増加は運行計画の変更が一つの理由であるが、運行開始から時間が経過するに連れて徐々に周知が図られて利用が増えてきた要因が大きいと捉えている。元々設定していた１便あたりの利用者数の指標については、運行本数を減らして利用者数が同じであれば指標値が上がってくるので、必ずしも利用者の増加や地域へのコミュニティバスの運行の目的が達成されたことによって指標が上がることではないことから、２９年度の計画以降は利用者数だけで評価するよう改めている。

川北地区については、利用者数の目標は本市のコミュニティバス運行のスキームに本格運行と実証運行の区分があるので、本格運行への移行が可能な人数を目標値としている。２９年度の計画については、本格運行へ移行するための段階的な利用者の増加があ

れば達成できるような数値にしている。現段階では利用者だけで判断をしているが、今後、他の指標の設定についても検討する。

中部運輸局の全体評価については、事務局で書類を作成し、書面協議をして、来年1月頃に提出する。

議長から協議事項（１）を諮ったところ、全会一致で承認された。

（２）「地域生活」バス・タクシー運行事業の本格運行の継続について

①東部地区

・事務局より、「地域生活」バス・タクシー運行事業（東部地区）の本格運行の継続について、【資料２】に基づき説明が行われた。

・オブザーバーより、東山バス運営協議会の取組について、【資料２-１】に基づいて説明が行われた。

（オブザーバー）

・バス停の変更について、「二川フランテ館」の施設名が変更になったことに伴い停留所の名称を「二川フランテ館」から「ヤマナカ二川店」に変更する。変更日は平成２９年２月１日（水）。

・平成２８年度の取組として、支援会員を１０千円で毎年募っており、１１月現在で１０３名１１４口の応募があった。昨年度は１１８名１４８口だった。

・協議会会合を毎月１回必ず開催している。

・イベントの実施について、今年は２回実施した。一つ目は、８周年記念イベントとして７月１日から２９日まで開催し、期間中の利用者にハンカチを８００枚配布した。二つ目は、利用者６万人達成記念イベントとして、１０月３日から３１日まで開催し、期間中の利用者に対し抽選で、東山藍染クラブによる手作り藍染ハンカチを配布した。それ以外の方には無地のハンカチを配布した。

・１区間１００円運賃導入実験の実施として、１区間の利用者を掘り起こすことを目標として取組んでいる。徐々に利用者が増えている。

・停留所機材の更新をした。

・停留所周辺の美化として、ひまわりや菜の花を植えた。

・やまびこ通信の発行として、やまびこ号の利用者の声などを掲載しており、東山地区５５０世帯に全戸配布した。

・情報ＢＯＸによる広報として、約半分の停留所に情報ＢＯＸを備え付けており、やまびこ通信・時刻表などを配布している。

・エコモビリティライフ県民の集い２０１６へ出席し、パネルディスカッションで東山バス運営協議会の取組を発表した。

(質疑等)

・なし

議長から協議事項(2) ①東部地区の本格運行の継続を諮ったところ、全会一致で承認された。

②北部地区(石巻西川・賀茂地区、下条地区)

・事務局より、「地域生活」バス・タクシー運行事業(北部地区(石巻西川・賀茂地区、下条地区))の本格運行の継続について、【資料3】に基づき説明が行われた。

・オブザーバーより、石巻・下条地域交通推進委員会の取組について、【資料3-1】に基づき説明が行われた。

(オブザーバー)

・「柿の里バス」支援会員募集として、石巻・嵩山・西郷・玉川・賀茂・下条・鷹丘の各校区の人たちに「柿の里バス」の実情を説明してバス利用を進めると同時に、支援をお願いしている。会費は1口1,000円で、申込み1口につき「柿の里バスポート引換券」1枚を交付する。10月現在の申込数は85口。

・推進委員会等の開催として、総会を1回、推進委員会を6回の計7回開催している。

・「柿の里バス」回数券の配布として、新規の利用者を確保するために今年度10月から乗り入れを開始した「金田住宅」や高齢者の割合が多い「牛川住宅」に住んでいる70歳以上の方を対象に回数券(200円分)を配布した。配布枚数は100円券を110枚。

・「柿の里バスニュース」の発行として、石巻・嵩山・西郷・玉川・賀茂・下条・鷹丘の7校区にキャンペーンの情報や運行ダイヤ等を記載した「柿の里バスニュース」を回覧している。実施期間は、平成28年4月～10月に6回発行しており、通算では57号発行している。

・「柿の里バス」パンフレットの発行として、「柿の里バス」の運行ダイヤ・運行経路・運賃などを記載したパンフレットを10月に沿線校区に各戸配布した。

・今後の方針として、12月3日、4日に石巻地区市民館まつりが開催されるので、路線図や柿の里バスニュースなどの展示や回数券の配布を予定している。そのほかに、「柿の里バス支援会員」の拡大、それぞれの時期に応じたイベントやキャンペーンの実施、「柿の里バスニュース」の発行を通じて、運行内容変更の周知など更なる利用促進を図る。

(質疑等)

・なし

・議長から協議事項(2) ②北部地区(石巻西川・賀茂地区、下条地区)の本格運行の

継続を諮ったところ、全会一致で承認された。

③南部地区（細谷・小沢地区、高豊地区）

- ・事務局より、「地域生活」バス・タクシー運行事業（南部地区（細谷・小沢地区、高豊地区））の本格運行の継続について、【資料４】に基づき説明が行われた。

- ・オブザーバーより、表浜地域公共交通推進委員会の取組について、【資料４-１】に基づき説明が行われた。

（オブザーバー）

- ・運行内容の変更について、細谷・小沢二川系統で積善病院、第二積善病院にミーティングポイントを新設、豊南大清水系統で大清水まなび交流館「ミナクル」にミーティングポイントを移設した。

- ・運行内容の変更の検討について、地域の高齢者の足を確保することを目的としているため、７５歳以上の方を対象にアンケート調査を行った。運行内容が現在の高齢者の生活スタイルに合っているか等を主体にアンケートを実施した。もう一つは現在の利用者を対象にアンケートを行った。

周知状況の結果として、高齢者に対し刊行物だけでは周知できていないのではとの課題があったが、８６％の方が「愛のりくん」を知っており、中には民生委員から聞いたと回答した方もいたので、今後更に民生委員と連携を取りたいと考えている。

アンケート結果をもとに運行内容の変更（素案）を作成し、現在の利用者にアンケートを行ったところ、変更により不便がないとの意見があったので、地域運営団体で変更内容を協議し、合意を得られたので、来年早々の変更を考えている。

- ・今後の取組として、一つ目は運行内容の変更に伴うＰＲを行うため、愛のりくん通信の発行や、広報とよはしへの掲載を依頼して全戸配布する。また、ポスターを作成して、公民館等に掲示する。二つ目は、のりばの標識などの劣化がみられる箇所があるので、時刻表の張り替え時に地域の推進委員に点検してもらう。三つ目は、現状の利用方法の周知や利用者の声などをお知らせするため、地元自治会や民生委員や老人クラブなどへのＰＲを進めている。

- ・高齢者が運転する自動車の事故が頻繁したため、来年春に道路交通法も改正されるそうだが、運転免許返納の後押しとなるように地域にＰＲしていきたい。

（質疑等）

- ・なし

- ・議長から協議事項（２）③南部地区（細谷・小沢地区、高豊地区）の本格運行の継続を諮ったところ、全会一致で承認された。

④前芝地区

- ・事務局より、「地域生活」バス・タクシー運行事業（前芝地区）の本格運行の継続について、【資料5】に基づき説明が行われた。

- ・オブザーバーより、しおかぜバス運営協議会の取組について、【資料5-1】に基づき説明が行われた。

（オブザーバー）

- ・しおかぜバス利用者数3万人達成キャンペーンとして、利用者数3万人達成の日を予想してもらい、的中者には回数券を想定した。3万人目の乗客となった方、前後賞の方々には「芸能作品発表会」に招待し、感謝状と景品を贈呈した。平成28年9月15日から平成28年9月30日の期間で「前芝校区市民館」または「しおかぜバス車内」で募集した。しおかぜバスニュースで周知して、応募者数は39名、的中者数は1名だった。達成日は10月14日。

- ・「しおかぜバス豊橋市民病院乗継割引きっぷ」として、前芝地区の市民に対し、豊橋市民病院への通院等の移動に使用できる、しおかぜバスと豊鉄バス豊橋市民病院線の乗継割引券を設定し、通院等の移動手段を自家用車から公共交通への転換させることを働きかけた。平成28年10月1日より実施し、適用区間は、しおかぜバスについては西浜⇄吉田方小学校西・荒木西、豊鉄バスについては吉田方小学校・荒木西⇄豊橋市民病院。値段は大人310円、小人160円とし、梅敷から利用する場合は、追加大人100円、小人50円とした。販売はしおかぜバス車内のみ。販売結果はとれていないが、この切符の販売を契機に豊橋市民病院への通学にしおかぜバスを利用するようPRしていきたい。

- ・豊橋まつり開催日しおかぜバス臨時運行として、地域住民からの要望によりしおかぜバス運休日である豊橋まつり開催日の2日間に、沿線地域市民が豊橋まつりへ出かけるための移動手段を確保することなどを目的として運行した。実施日は平成28年10月15日、16日で需要のない1便、2便は運休した。広報とよはしや、しおかぜバスニュースなどで周知し、乗車人数は2日間で85名だった。評価としては、2日間の平均利用者数は、平日の1日平均の利用者数程度の利用があり、臨時運行は一定の効果があつたものとする。

- ・「しおかぜバスニュースNo. 6」の発行として、平成28年10月1日の運行ダイヤ変更と3万人達成キャンペーンの概要を記載したチラシを配布した。また豊橋まつり開催日のしおかぜバス臨時運行の周知をした。前芝校区・津田校区に各戸配布した。

- ・パンフレットの作成として、平成28年10月1日の変更に合わせてパンフレットを2種類作成し、全戸配布した。パンフレットは通常のもの、豊橋市民病院利用者に特化した内容のものを作成した。配布校区は前芝校区・津田校区沿線のみ、全戸配布し、各4,000部作成した。

- ・今後の利用促進として、「しおかぜバスニュース」の発行、春休み期間中に保育園・小学校児に対してしおかぜバスを利用した豊橋総合動物公園へのおでかけの誘発、あらゆる機会等をとらえ、しおかぜバスのPRを積極的に実施する。

(質疑等)

・なし

・議長から協議事項(2)④前芝地区の本格運行の継続を諮ったところ、全会一致で承認された。

(3)「地域生活」バス・タクシー運行事業(南部地区(細谷・小沢地区、高豊地区))の事業計画の変更(案)について

・事務局より「地域生活」バス・タクシー運行事業(南部地区(細谷・小沢地区、高豊地区))の事業計画の変更(案)について、【資料6】に基づき説明が行われた。

(質疑等)

(委員)

・今後地域内フィーダー系統確保維持計画の変更や道路運送法上の運行計画の変更の届出などの手続きがあるので、忘れずに提出していただきたい。また、東部地区のバス停の名称の変更についても手続きが必要となるので併せてお願いしたい。

・議長から協議事項(3)を諮ったところ、全会一致で承認された。

3.報告事項

(1)豊橋市地域公共交通条例(仮称)について

・事務局より、豊橋市地域公共交通条例(仮称)について、【資料7】に基づき説明が行われた。

(質疑等)

(委員)

・資料7の1ページ目(6)公共交通事業者の責務の中段の「適切な利潤の確保」の意見に対する対応で「参考意見として受け止めさせていただきます」と記載しており、全面的におかしいということではないと受け止めていただいていると思うが、具体的にどう受け止めただけなのか教えてほしい。

(事務局)

・事業者としては、適切な利潤が確保されないと運行ができないことは当然のことだと理解しており、地域と一緒に事業を進めていく中で利潤が確保された範囲で効率的な運行をしていくことだと認識している。今回の条例としては、豊橋の公共交通をともに支え育むという趣旨であるが、交通事業者は運賃についても国から認可を受けており、認可に絡むような内容を規定することは、この条例にはそぐわないと判断したので反映をしていない。市としては、適切な利潤を確保した上で運行をしていただきたいと考えて

いる。

（委員）

・認可との関係は別として、意味合いとしては、適切な利潤は必要であるということは理解していただいていると認識してよいか。

（事務局）

・そのように認識している。

（委員）

・この件に関して、愛知運輸支局の認識について教えてほしい。

（委員）

・交通事業者が利潤を確保して適正な規模で運行していただくことは大切だと考えている。条例に盛り込むかどうかについては議論していただければと思う。

（委員）

・事前の意見照会の中では述べなかったが、昨今、交通における安全・安心が脅かされている面がある。高齢者の痛ましい事故の続発はいずれも軌道・バス・タクシーの業務場所である公道で発生している。安全・安心の面では、運転士・駅員が一部の心無いお客様から危険な行為を受けることが多くなっている。当業界でも、東京の一部事業者や組織で運送約款の変更が行われており、あまりに常軌を逸して運転士を過剰に不快にさせて尊厳を傷つけるような行為をした場合は降りていただくことができる運送約款を変更した例がある。そこで、基本理念の中に「安全・安心な公共交通」という言葉があればよかったと思う。

（事務局）

・安全・安心ということに関しては、公共交通のみならずすべての交通に必要なことではないかと認識している。様々な事業については関係法令の定めもあり、それを踏まえて条例案をまとめたが、パブリックコメント等の意見を踏まえて、今後条例を制定していきたい。

（委員）

・公共交通における安全・安心を支えるためには、事業者だけでなく市民を含めた公共交通に関係する者のみんなが何らかの形で携わっていくことが必要と考えているのでご理解をいただきたい。

(委員)

・公共交通事業者の責務として、情報の提供に努めると記載してあり趣旨も理解できるが、弊社も少ない人数で業務を行っているので、本条例を根拠に頻繁に情報を要求されても対応できないので理解していただきたい。

(事務局)

・できる範囲でご協力いただけたらと思う。

(2)「夏休み小学生50円バス」の実施結果について

・事務局より「夏休み小学生50円バス」の実施結果について、【資料8】に基づき説明が行われた。

(質疑等)

・なし

4.その他

(意見等)

・なし

5.閉会

・事務局長から閉会の挨拶があり、会議は終了した。

以上、議事の正確を証するため署名押印する。

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会委員 ⑩

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会委員 ⑩